

令和6年度集団指導 事務連絡（計画・指定担当）

1 申請書等の様式変更について

厚生労働省では、令和元年度から「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置し、事業所における文書の負担軽減が検討されており、その1つとして申請書等の標準様式を示しました（令和6年4月1日施行）。

本市では、令和6年4月1日から各申請書等の様式を変更しておりますので、必ず市ホームページに掲載している変更後の様式を用いて提出をお願いします。

- ・指定に関する書類

指定申請書、更新申請書、変更届、廃止・休止届、再開届
各付表、各添付書類（標準様式）

- ・介護給付費算定に係る体制等の届出

体制等に関する届出書、体制等状況一覧表、添付が必要な届出書

2 介護予防支援の指定について

令和6年4月1日より、介護予防支援の指定対象が居宅介護支援事業所に拡大されました。介護予防支援事業者の指定に際しては、介護保険法第115条の2第4項に、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと規定されていることから、本市では「地域包括支援センター運営協議会」に報告し、意見聴取を行った上で、指定を行います。

地域包括支援センター運営協議会は、年3回開催しておりますので、指定を希望する際は、事前にご相談をお願いします。

3 電子申請・届出システムについて

厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減を目的として、介護サービス事業所の指定申請（加算届出含む）に関連する申請届出について、「電子申請・届出システム」の運用を令和4年度から開始しており、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始することとなりました。

本市においては、令和6年度中に運用開始予定で現在準備を進めております。詳細は別紙をご確認ください。

4 質問票について

人員基準・設備基準・運営基準や報酬算定等にかかる解釈について質問がある場合は、原則、質問票を提出してください。

また、埼玉県が指定・指導権限を持つサービス種別（地域密着型サービス、総合事業、居宅介護支援、介護予防支援以外のサービス）にかかる質問については、埼玉県西部福祉事務所（049-283-6800）へお問合せください。

なお、緊急時については、内容に応じた担当へ直接お問合せください。

【注意事項】

- (1) 根拠法令等を確認し、事業所内で検討をした上で市にご質問ください。
- (2) 市で受ける質問は、根拠法令等の内容に疑義がある（意味や内容がはっきりしない）ケースになります。
- (3) 質問内容により、回答までに一週間程度お時間をいただくことがあります。

5 介護保険課の担当別電話番号について（代表番号 2953-1111）

- (1) 管理・保険料担当（保険料、給付、請求に関すること）
内線 1551・1552 直通 2941-5609
- (2) 計画・指定担当（事業所の指定、指導に関すること）
内線 1553
- (3) 介護事業担当（介護予防、包括に関すること）
内線 1554・1555
- (4) 認定担当（介護認定に関すること）
内線 1556・1557 直通 2941-4892

令和6年度 運用開始予定

介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」による受付を開始します！

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度下半期より運用開始しています。狭山市では、令和6年度中に運用を開始する予定です。

● 介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます。
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます。
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます。
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認**いただけます。
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます。

● 本システムより受付可能な電子申請・届出の種類

新規指定申請

変更届出

更新申請

その他届出

加算に関する届出

他法制度に基づく申請届出

様式・付表のウェブ入力ができます！

添付書類も一緒に提出することができます！

体制等に関する届出等も提出することができます！

老人福祉法等に基づく申請届出も可能です！

● 本システム利用時の画面イメージ

指定権者によって実際の画面とは異なる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



※本システムにより実際に受け付ける申請・届出の種類は、一部対象外とする場合があります。

登記事項証明書のご提出の際には、法務省「登記情報提供サービス」が利用できます。

- ✓ 行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるサービスです。
- ✓ ご利用のためには利用登録が必要です。お早めにご登録ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



「電子申請届出システム」のご利用のためには、 デジタル庁 gBiz IDの取得が必要です。 お早めにご取得ください！



●本システムは、**gBiz ID（プライム・メンバーのいずれか）よりログイン**いただきます。

gBiz IDは、**法人・個人事業主向け共通認証システム**です。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

本システムのログインの際にも、gBiz IDアカウントをご使用いただきます。

本システムでご利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBiz IDプライム」と「gBiz IDメンバー」のみになります。

【本システムのログイン画面イメージ】



●gBiz ID（プライム）の申請の流れ

本システムの利用のためには、まずgBiz IDプライムの申請が必要です。

（gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。）

gBiz IDプライムの申請の流れは以下の通りです。

gBiz IDプライムは書類審査が必要であり、**審査期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします！**

アカウント申請
に必要なものを
準備する

パソコンにて
gBiz IDプライム
申請書を作成する

申請書を印刷
し・押印する

申請書と印鑑
（登録）証明
書を郵送する

審査完了
メール受取り

パスワード
登録完了

●gBiz IDは電子申請届出システム以外の**省庁・自治体サービスでもご利用**いただけます。

【gBiz IDを活用して利用できる省庁サービス例】

日本年金機構
「社会保険手続き
の電子申請」

厚生労働省
「雇用関係助成金
ポータル」

厚生労働省
「食品衛生申請等
システム」

中小企業庁
「中小企業者認定・
融資電子申請シス
テム(SNポータル)」

中小企業庁
「IT導入補助金」

●詳細については**デジタル庁 gBiz IDホームページ** (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。

